

# 実地指導における 主な指摘内容について

令和3年度  
指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

(令和4年3月)

新潟市福祉部 福祉監査課

# 目次

## I 実地指導について

1 新潟市が行う指導・監査の実施形態	1
2 実地指導の流れ	1

## II 主な指摘内容について

### 1 基本事項

(1) サービス提供の記録	2
(2) 介護給付費の額に掛かる通知等（法定代理受領通知）	4
(3) 非常災害対策	5
(4) 身体拘束	7
(5) 従業者による障害者虐待	8
(6) 個別支援計画	9
(7) 賃金及び工賃の支払い	11
(8) 苦情解決	12
(9) 事故発生時の対応	13
(10) 利用者預り金の管理体制の不備	14
(11) 重要事項説明書に記載すべき事項	15
(12) 運営規程に記載すべき事項	15
(13) 掲示	16
(14) 定員の遵守	17
(15) その他	17

### 2 給付事項

(1) 加算の根拠となる記録	18
(2) 個別支援計画への位置づけ	20
(3) 欠席時対応加算	21
(4) 夜間支援等体制加算	22
(5) 初期加算（入所時特別支援加算）	22
(6) 入院時支援特別加算	23
(7) 長期入院時支援特別加算	23
(8) 重度者支援体制加算	24
(9) 入院・外泊時加算	25
(10) 訪問支援特別加算	27
(11) 退院・退所月加算	27
(12) 特定事業所加算	27
(13) 短期利用加算	28

条例等の略称

【者】

事業条例……新潟市条例第 80 号 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例  
施設条例……新潟市条例第 81 号 新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【児】

児通所条例……新潟市条例第 78 号 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例  
児入所条例……新潟市条例第 79 号 新潟市指定障害児施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【最低基準】

児童福祉施設最低基準条例……新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

【相談】

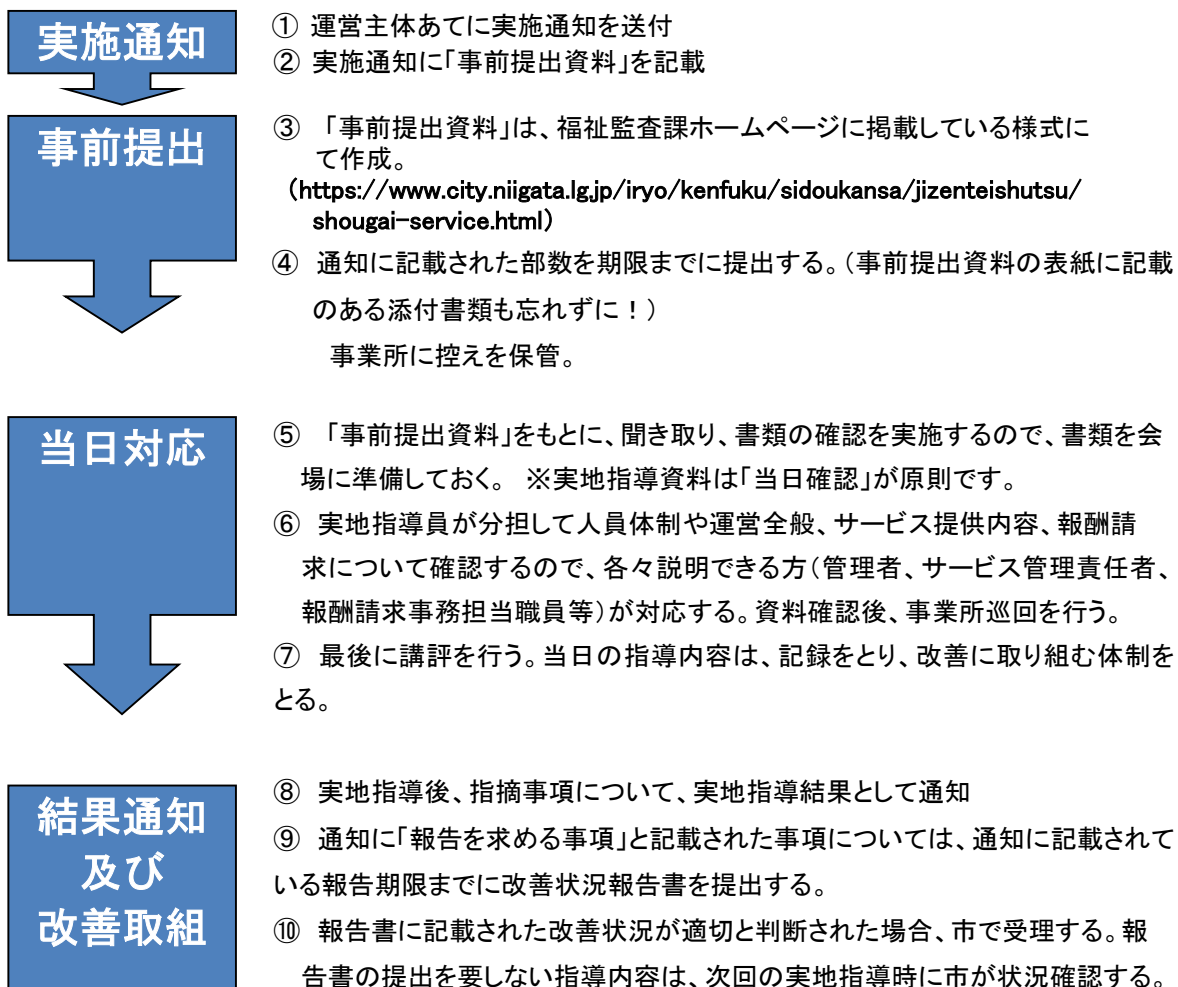
相談省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の  
人員及び運営に関する基準  
計画省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の  
人員及び運営に関する基準  
児相談省令……児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

# I 実地指導について

## 1 新潟市が行う指導・監査の実施形態

指導	実地指導	自立支援給付に係る障害福祉サービス及び相談支援並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的に実施する。	新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱
	集団指導	サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。	
監査		サービス等の内容について法令で定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼に実施する。	新潟市指定障がい福祉サービス事業者等監査実施要綱

## 2 実地指導の流れ



## Ⅱ 主な指摘内容について

### 1 基本事項

#### (1) サービス提供の記録

- サービス提供記録について利用者から確認を受けていない。
- サービス提供実績記録票に月ごとにまとめて確認を得ている。

サービス提供の都度、記録し、利用者の確認を得る事項は以下のとおりです。

- ・サービス提供日
- ・提供したサービスの内容  
(例・訪問系サービスの場合：身体介護、家事援助の別等)
- ・実績時間数
- ・利用者へ伝達すべき事項

また、欠席時対応加算や送迎加算等、実績に基づく加算についても事業者の記録だけでなく利用者本人又は家族による確認が必要です。

実地指導で確認したところ、月末にまとめて確認を受けている事例がありましたが、基準条例では「サービス提供の都度、記録し、確認を得ること」が必要とされていますのでご注意ください。

なお、障害者支援施設、障害児入所施設、居住系サービス（共同生活援助、宿泊型自立訓練（生活訓練）等）については、一月分を月末又は翌月初旬に一括して確認を求めても差し支えありません。

確認方法について、「サービス提供実績記録票」の書式には上述の確認事項が盛り込まれているため、これに利用者から押印やサインを受けている事業所が多いようです。（次頁に参考資料として記載例を載せています。）

市の実地指導では、「上述の確認事項について、利用者の確認を受けているか」という視点で点検していますので、サービス提供実績記録票にこだわらず、各事業所で運用しやすい確認方法を検討していただいて結構です。（「利用者のためのチェック帳を事業所に備え置く」等）その場合にも、サービス提供実績記録票と同等以上の内容を記録することが必要です。

事業条例第20条  
訪問系サービス  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
事業条例第55条  
療養介護  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
事業条例第156条  
自立訓練（生活訓練）  
施設条例第21条  
障害者支援施設  
相談省令第15条  
地域移行支援  
地域定着支援  
児通所条例第22条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
児入所条例第16条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設



## (2) 介護給付費等の額に係る通知等

### ●市町村から介護給付費等を法定代理受領した際に、利用者に当該給付費の額を通知（法定代理受領通知）していない。

市町村から介護給付費等の支払いを受けたときは、本来の受領者である利用者に対して、代理受領した金額等を書面により通知する必要がありますが、請求書や領収書で足りるものとして通知していない事業所がありました。

一般的な請求書等では法定代理受領により利用者に代わって介護給付費等を市町村から受け取った旨が伝わらないので、最低限、次の事項について記載した文書を利用者毎に通知してください。

- ① 支給に係る事業名（サービス種別）
- ② 支給日（市から国保連を経由し給付を受けた日）
- ③ 支給金額

#### 【参考（例）】

令和〇年〇月〇日	
〇〇（利用者又は保護者名）様	
指定障害福祉サービス事業者名〇〇 代表者名〇〇	
自立支援給付費（又は訓練等給付費）の受領のお知らせについて （法定代理受領通知のお知らせ）	
〇〇様に提供した下記のサービスについて、〇〇市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。	
このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは〇〇〇にお問い合わせください。	
記	
サービス提供年月	令和〇年〇月
サービス内容	（例：共同生活援助）事業
受領日	令和〇年〇月〇日
代理受領金額 ①－②＋③	金 円
代理受領額の内訳	
サービスに要した費用の額	①金 円
利用者負担額	②金 円
特定障害者特別給付（補足給付）③金	円

事業条例第24条  
訪問系サービス  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
自立生活援助  
共同生活援助（包括）  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
事業条例第56条  
療養介護  
支援条例第25条  
障害者支援施設  
相談省令第18条  
地域移行支援  
地域定着支援  
児通所条例第26条  
児童発達支援  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
児入所条例第20条、57条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設  
計画省令第14条  
計画相談  
児相談省令第14条  
障害児相談

### (3) 非常災害対策

- 非常災害対策計画が作成されていない。
- 火災等災害の種類に応じた計画が不足している。

平成28年8月の台風10号による岩手県内の高齢者福祉施設での防風・豪雨被害や平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震のような震度7を観測する地震など、いつ発生するかわからない災害に備え、児童、障がい者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等においては、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

事業所におかれましては、当該事業所が属する地域・地形によって起こりうる災害に網羅的に対応できる非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成、通報及び連絡体制の整備が義務付けられています。また、それらを定期的に従業員及び利用者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

実地指導で確認したところ、非常災害対策計画自体が作成されていない、あるいは火災や地震に対する計画は整備されているが、それ以外の災害（風水害等）について計画を作成していない事業所が見受けられました。

まずは、市のハザードマップ等を参考に、各事業所で発生すると想定される災害について把握し、非常災害対策計画を作成してください。

また、施設等が津波による浸水が想定される土地に立地している場合は、水害・土砂災害発生時のみならず、津波発生時の避難対応も含めた非常災害対策計画を作成しておく必要がありますので、津波による浸水が想定されている区域内にある施設等であるにもかかわらず、非常災害対策計画が津波を想定したものになっていない場合には、津波注意報・警報等が発表された場合の対応を追記するなど、内容の見直しをお願いします。

#### 【非常災害対策計画で定める項目の例】

- ・施設等の立地条件
- ・災害に関する情報の入手方法
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・避難場所、避難経路、避難方法
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連携体制

事業条例第72条

療養介護  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）

施設条例第49条

障害者支援施設  
児通所条例第41条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
児入所条例第38条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

児童福祉施設最低基準条例第7条

医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

消防法施行規則第3条第10項

水防法等の一部を改正する法律  
（平成29年6月19日施行）

国通知

平成28年9月9日付け障障発090  
9第1号「障害者支援施設等における  
利用者の安全確保及び非常災害  
時の体制整備の強化・徹底につ  
いて」

令和元年6月17日付け障障発061  
7第1号「社会福祉施設等における  
津波の避難に関する計画の作成及  
び避難訓練の実施の促進につ  
いて（周知及び指導・助言依頼）」



●非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない、あるいは回数不足である。

●避難訓練結果を記録していない。

●要配慮者利用施設に該当するにもかかわらず、避難確保計画を作成していない。

●避難確保計画に基づく訓練を実施していない。

消防法等に基づき、一定の規模以上の事業所は、避難訓練・消火訓練を定められた回数行わなければいけませんが、以下のような理由から回数不足となっていた事例がありました。

①水害想定での避難訓練を実施したため、消火訓練を実施せず、回数不足となった。

②訓練予定日にインフルエンザ等が発生し中止したが、振り替えて訓練を行わなかった。

また、訓練計画を作成しているものの、具体的にどのような訓練を実施したか記録を残していない事例が散見されました。

特に、消火訓練の記録漏れが多く認められるので注意してください。

※ 右記で児童福祉施設最低基準条例の適用となる児童福祉施設は、毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練が必要です。

※ 水防法・土砂災害防止法等により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられました。

事業条例第72条第2項

療養介護

生活介護

短期入所

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

共同生活援助

共同生活援助（日中）

共同生活援助（外部）

施設条例第49条第2項

障害者支援施設

児通所条例第41条第2項

児童発達支援

医療型児童発達支援

医療型児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センター

放課後等デイサービス

児入所条例第38条第2項

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

児童福祉施設最低基準条例第7条

医療型児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センター

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

消防法施行規則第3条第10項

水防法等の一部を改正する法律  
（平成29年6月19日施行）

国通知

平成28年9月9日付け障障発090  
9第1号「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」

令和元年6月17日付け障障発061  
7第1号「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）」

## (4) 身体拘束

●必要な手続きを省略している。または誤っている。

●実施した身体拘束の具体的な内容を記録していない。

身体拘束は、安易に行われないよう慎重に判断する必要がある  
ので、求められる手続きを省略しないよう注意してください。概  
要は以下のとおりです。

- ①個別支援会議等において組織として身体拘束の開始・継続・  
終了を検討し、決定する。
- ②身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援  
計画等に記載する。
- ③本人・家族へ十分に説明し、原則として書面で了解を得る。

また、個別支援計画への記載内容の不備や、個別支援計画には  
記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合に、その状況や  
対応についてケース記録に記録していない案件が多く認められる  
ので注意してください。詳細は以下に記載した、厚労省事務連絡  
(以下、「マニュアル」という)のとおりです。

### マニュアル

厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進  
室「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引  
き」の一部改訂について」

厚生労働省の当該ページを参照してください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

なお、平成28年度のマニュアルの一部改訂により、「座位  
保持装置等に附属するベルトやテーブルについては、一律に身  
体拘束と判断することは適当でない」と示されました。

その一方で、マニュアルでは、障がい者を椅子の上で長時間  
放置するような行為がないよう、個別支援計画に以下のような  
内容を記載することを求めています。

- ・座位保持装置等を使用する場面や目的、時間について
- ・リクライニングによる体位変換や、ベッド・その他用具等  
に移乗して休息する時間について

※身体拘束の適正化のための経過措置は令和3年度で終了しま  
す。適正化のための対策を検討する委員会の定期開催、適正  
化のための指針の整備、適正化のための研修の定期開催、が  
義務付けになるので、早急に対応してください。

事業条例第36条の2  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
支援条例第53条  
障害者支援施設  
児通所条例第45条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
児入所条例第42条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

## (5) 従業者等による障がい者虐待

### ●虐待防止に関して職員に対する研修の実施を運営規程に定めているが、実際には行っていない。

事業者は利用者への虐待防止に努める必要があり、運営規程には「従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。」等、虐待防止措置を盛り込むことが義務づけられています。

しかし、実地指導で確認したところ、実際には取組がまったく行われておらず、改善を指示した事案がありました。

また、最近では、従業者のメンタルヘル스에配慮した個別面談の実施や、虐待防止のためのセルフチェックリストを従業者に行わせるなどの取組を行う事業所が増えてきています。

### ●虐待事案を市に通報していない。

施設内で発生した利用者の怪我等について、施設従業者による虐待疑い事案として調査・記録しているものの、市への通報を失念していたという事案がありました。

具体的には、利用者の発言や職員からの申し出などから「身体的虐待があったのではないかと疑いを持ち、法人内での調査を実施した後、「虐待と断定するには至らなかった」として、対応を完了してしまうケースが見受けられました。

虐待事案は事故や「虐待を受けたと思われる」事案も通報対象なので、事実が確認できなくても、疑いを持つ事象が生じれば通報が必要です。また、虐待を受けた疑いがある障がい者を発見した従業員一人一人に通報義務が生じることにも注意してください。

### 通報先について

#### 【平日・日中】

新潟市障がい福祉課又は各区健康福祉課

#### 【休日・夜間】

コールセンターらいとほうす（025-278-2080）

※虐待防止の経過措置は令和3年度で終了します。虐待防止対策検討委員会の定期的な開催、虐待防止のための研修の定期開催、上記委員会や研修を適切に実施するための担当者配置、が義務付けになるので、早急に対応してください。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
第15条、16条

事業条例第4条第2項

訪問系サービス

療養介護

生活介護

短期入所

重度障害者等包括支援

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

就労定着支援

自立生活援助

共同生活援助

共同生活援助（日中）

共同生活援助（外部）

施設条例第4条第2項

障害者支援施設

児通所条例第4条第2項

児童発達支援

医療型児童発達支援

医療型児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センター

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

児入所条例第4条第2項

福祉型障害児入所施設

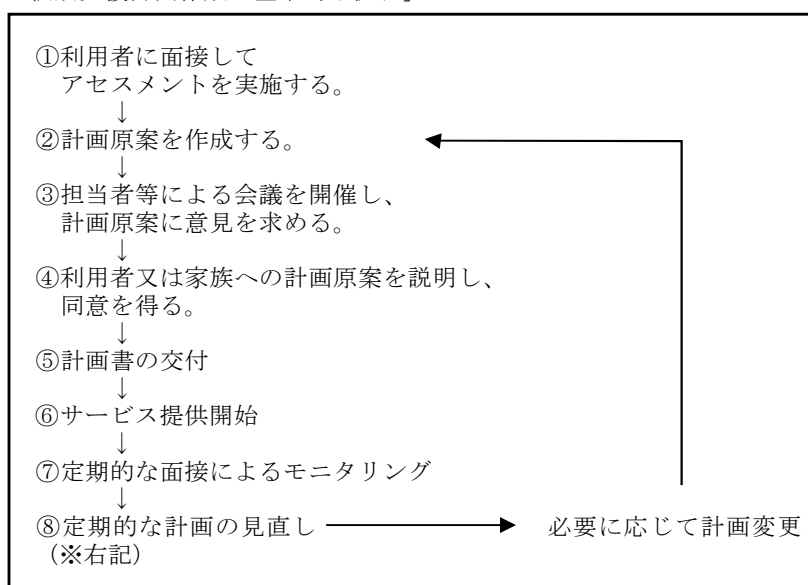
医療型障害児入所施設

## (6) 個別支援計画

指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならないと基準条例にて規定されています。

このように重要な役割を担っている個別支援計画ですが、実地指導では非常に誤りが多い項目です。下記を参考に、今一度事業所の全計画を総点検してください。

「個別支援計画作成の基本的な流れ」



### ●訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）において、計画の変更が行われていない。

訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記の「個別支援計画作成の流れ」とは異なり、計画原案、担当者会議の招集、モニタリング等は必要ありませんが、サービス提供責任者は計画作成後も、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う必要があります。

訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）の報酬は、実際に要した時間により算定されるものではなく、計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する時間に基づき算定されるものとなるため、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに計画の見直し、変更を行う必要があります。

事業条例第27条  
訪問系サービス  
事業条例第60条  
療養介護  
生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
自立生活援助  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
事業条例第121条  
重度障害者等包括支援  
施設条例第27条  
障害者支援施設  
相談省令第20条  
地域移行支援  
地域定着支援  
児通所条例第28条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
児入所条例第22条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設  
計画省令第15条  
計画相談  
児相談省令第15条  
障害児相談

(※) 個別支援計画見直しの頻度  
(定めがある事業)

- ・少なくとも3月に1回以上  
就労移行支援  
自立訓練（生活訓練）  
自立訓練（機能訓練）  
自立生活援助

- ・少なくとも6月に1回以上  
療養介護  
生活介護  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
障害者支援施設  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

### ●計画を作成していない。作成の手続きが適切でない。

具体的には以下のような事例がありました。

- 計画書の更新時の必要な手続きが一部行われていない。
- 利用開始直後に利用者が入院。作成を中断したままとなった。
- モニタリング間隔に遅れが生じている。
- 計画内容についての同意を得ていない。
- サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者以外の者が利用者への計画説明を行っている。
- サービス提供開始後にサービス担当者会議を開催している。

管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとするのが基準条例にて規定されていますので、管理者の業務の一環として対応してください。

### ●計画作成等の経過を記録しておらず、業務が適正に行われたか確認できない。

計画は作成しているものの、作成に係る業務を適切に記録していない事案が多く認められました。計画作成の業務は、適切に実施していなければ場合によっては給付費の減算となります。適切に作成している旨を説明できるよう、必要な記録を残してください。

なお、下記の2件について、記録がないことから事実を**確認**できない事業所が特に多く認められたので、注意してください。

#### ①計画原案

- ・会議の際の担当メモと考え破棄した。
- ・特に修正は加えられず、原案がそのまま正式な計画となったので、あえて原案を残す必要を感じなかった。

#### ②計画作成に係る会議録

- ・通常のケース会議の際に検討したが、ケース検討結果しか記録していなかった。
- ・そもそも会議を記録する習慣がなかった。

※相談支援専門員がサービス等利用計画作成等の際に開催するサービス担当者会議とは別物ですので注意してください。

#### ※個別支援計画未作成減算について

- ・減算適用月から3月末満の月  
→所定単位数の100分の70に減算（＝3割減）
- ・減算適用月から連続して3月以上の月  
→所定単位数の100分の50に減算（＝5割減）

## (7) 賃金及び工賃の支払い

●利用者に対する賃金を、生産活動による事業収入から必要経費を差し引いた金額の中から支払っていない。

●利用者に支払う賃金の原資に自立支援給付費を充当している。

実施している生産活動の収益性が低い等の理由により、利用者に支払う賃金の総額が、事業による収入から必要経費を控除した金額を超えている事例がありました。また、該当する事例のほとんどが、賃金の支払いに自立支援給付費を充てている実態が見受けられました。

経営改善計画書の作成等を通して、収益の改善を図るようにしてください。

●利用者に対して、工賃の目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を通知していない。

毎月工賃の明細を交付しているのですが、別途通知は行っていない事業所がありました。通常は工賃明細に目標水準や工賃の平均額は明示されていないため、必要な通知が行われていない状況となりますので、工賃明細に当該事項を盛り込むか、別途通知を行ってください。

事業条例第180条  
就労継続支援A型

事業条例第189条  
就労継続支援B型

## (8) 苦情解決

### ●苦情解決の要領（マニュアル等）を整備していない。

### ●苦情処理の記録に関する様式を整備していない。

事業所で苦情受付窓口を重要事項説明書や掲示などで利用者に周知しているものの、いざ苦情があった場合のマニュアルや受付記録の様式が整備されていないなど体制が不十分な事例がありました。

苦情解決の要領（マニュアル等）を作成する際は、平成12年6月7日付け社援第1352号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」を参考にしてください。

苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行ってください。

### ●苦情の解決結果の公表を行っていない。

事業所の苦情処理規程で「苦情の解決結果については個人情報を除き、事業報告書等で公開する」等としているものの、公表していない事案がありました。利用者のサービス選択や事業者によるサービスの質の向上に資するため、事業報告書、広報誌又は法人ホームページ等で解決結果を公表してください。

### ●苦情解決第三者委員の設置状況が不適切。

苦情解決第三者委員は、その名のとおり「第三者」であることが求められます。また、中立・公平性を確保する観点から、第三者委員は複数名であることが望ましいとされています。

実地指導では第三者委員が1名であった、第三者委員を設けていなかった等の事例が多くありました。

その他、適切に第三者委員を設置しているものの、施設内掲示や重要事項説明書等でその連絡先（電話番号等）を明らかにしておらず、利用者が直接苦情を伝えられない状態になっていた例もありました。

平成12年6月7日付け社援第1352号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」を参考に第三者委員を適切に設置してください。

事業条例第40条  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
自立生活援助  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
支援条例第57条  
障害者支援施設  
相談省令第35条  
地域移行支援  
地域定着支援  
児通所条例第51条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
児入所条例第48条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

平成12年6月7日付け社援第1352号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

## (9) 事故発生時の対応

### ●事故の発生を行政機関に報告していない。

サービス提供中の事故については、事故の内容や程度に応じて市に報告が必要なものがありますが、実地指導時に確認をしたところ、利用者が転倒し骨折した事故や、利用者の送迎中に交通事故を起こした例などで、報告漏れがありました。

また、就労系サービス提供中の労災事故について労働基準監督署に労災保険を請求したことをもって、市への報告が完了したものと誤解されている例もありました。

### 【事故報告先】

詳しくは、平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」をご確認ください。

### 【報告対象となる事故】

大まかな報告水準は以下のとおりですが、事業所の責任の度合いや、利用者・保護者の不満の有無、社会に与える影響など、事故を取り巻く状況は様々ですので、報告の必要性が判断できない場合は各区健康福祉課障がい福祉係又は障がい福祉課に問い合わせください。

#### ①入所者・児等の負傷等

（誤飲・誤薬・治療に相当期間を要する負傷）

\* ここでいう「相当期間」とは、「1週間以上の期間」。

ただし、「初回通院時に縫合し、1週間後に抜糸のみ」といった場合は報告対象とならない。

#### ②病死以外の死亡（職場実習中や外泊中の事案を含む）

#### ③無断外出（警察・消防等が関わったもの。数日にわたるもの）

#### ④感染症・食中毒

<新潟市ホームページ>

新潟市トップページ>「健康・医療・福祉」>「障がい福祉」>「障がい福祉に関する様式集」>「事業者向け様式集」>「事故等の報告について」

(<https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/shofuku/yoshikisyu/jigyousyamuke/jikohoukoku.html>)

### ●事故防止マニュアルを作成していない。

### ●事故防止のための職員研修を行っていない。

### ●ヒヤリ・ハット事例を収集・分析していない。

事故を未然に防止するための上記取り組みが行われていない事例がありましたので、適切に取り組みを行ってください。

平成18年8月28日付け障第515号「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について（通知）」

平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

平成27年7月2日付け新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者（児）等の事故防止について（通知）」



## (10) 利用者預り金の管理体制の不備

### ●管理体制を整備しないまま、利用者の通帳等を預かっている。

施設・事業所において、利用者に代わって通帳や印鑑を保管し入出金を管理することがありますが、過去に施設における横領・紛失事件等が発生した経緯から、市では右記の通知に基づいた体制整備を行うよう指導しています。

具体的には以下の内容を盛り込んだ管理規程を整備し、それに基づいた管理を行ってください。

- ・預り金の管理に当たっては、利用者と書面で合意を交わす。
- ・通帳と印鑑は別々の保管庫で管理する。
- ・事業会計と分離し、利用者個人別に台帳管理する。
- ・キャッシュカードの類は作成しない。
- ・入出金に当たっては伝票を作成し、管理責任者の決裁を得る。
- ・利用者との金銭の授受は、原則、複数職員が立会って行う。
- ・管理責任者は毎月収支点検を行う。
- ・利用者や家族には四半期毎に収支報告を行う。

(報告した記録を残すとともに、利用者や家族が確認した旨の記録も残すことが必要です。)

平成18年3月31日付け福第1983号  
「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて（通知）」

平成18年12月6日付け障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

平成24年3月30日付け障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」

## (11) 重要事項説明書に記載すべき事項

### ●第三者評価の実施状況について、記載が無い。

重要事項説明書には、運営規程の概要のほか、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載されている必要があり、平成30年度に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」の項目が追加されましたが、記載されていない事例がありました。

なお、「地域移行支援」、「地域定着支援」、「計画相談」、「障害児相談」については、上記項目の記載は必須ではありません。

### ●重要事項説明書と運営規程の内容が一致しない。

サービス提供時間や利用者負担額等の項目について、重要事項説明書と運営規程の内容が一致していない事例がありました。

## (12) 運営規程に記載すべき事項

### ●運営規程にて定めるべき項目が不足している。

運営規程における虐待の防止のための措置に関する事項の項目において、「虐待の防止に関する責任者の選定」、「成年後見制度の利用支援」の記載が不足している事例が多くありました。新潟市障がい福祉課のホームページに運営規程の参考例が掲載されていますので、そちらを参考に修正を行ってください。

また、令和3年度の改定により「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関する記載事項も追加されました。令和4年3月31日で経過措置が終了するため、ご確認の上、運営規程の修正を行ってください。

※児童福祉法に基づく事業所は「成年後見制度の利用支援」の項目は必須ではありません。

事業解釈通知第三の3(1)  
訪問系サービス  
療養介護  
生活介護  
短期入所  
重度障害者等包括支援  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
自立生活援助  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
事業解釈通知第十五の5(3)  
共同生活援助（外部）  
施設解釈第三の3(1)  
障害者支援施設  
相談解釈第二の2(1)  
地域移行支援  
地域定着支援  
計画解釈第二の2(1)  
計画相談  
障害児通所解釈第三の3(2)  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
障害児入所解釈第三の3(1)  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設  
児相談解釈第二の2(1)  
障害児相談  
  
事業解釈通知第三の3(20)  
訪問系サービス  
事業解釈通知第四の3(16)  
療養介護  
事業解釈通知第五の3(8)  
生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援B型  
事業解釈通知第六の4(6)  
短期入所  
事業解釈通知第七の3(6)  
重度障害者等包括支援  
事業解釈通知第十一の3(9)  
就労継続支援A型  
事業解釈通知第十三の3(5)  
就労定着支援  
自立生活援助  
事業解釈通知第十五の3(7)  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
事業解釈通知第十五の5(3)  
共同生活援助（外部）  
施設解釈第三の3(35)  
障害者支援施設  
相談解釈第二の2(21)  
地域移行支援  
地域定着支援  
計画解釈第二の2(15)  
計画相談  
障害児通所解釈第三の3(26)  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
障害児入所解釈第三の3(29)  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設  
児相談解釈第二の2(15)  
障害児相談

## (13) 掲示

### ●掲示が必要な事項の掲示内容が不足している。

事業所内に掲示が必要な項目は以下のとおりです。

#### 【全種別必須】

○運営規程の概要

○従業員の勤務の体制

○利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助（日中・外部含む）、障害者支援施設、児童発達支援（医療型含む）、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】

○協力医療機関

【障害者支援施設、障害児入所施設】

○協力歯科医療機関

【地域移行支援、地域定着支援、計画相談、障害児相談】

○基本相談支援及び地域移行支援（計画相談支援、障害児相談支援）の実施状況

○指定地域移行支援従事者（相談支援専門員）の有する資格

○経験年数

掲示物は誰でも内容を確認することができるよう、事業所内の見やすい場所に掲示してください。なお、常時閲覧可能であれば、「ファイルに綴ってある」、「冊子状にして置いてある」などの状態でも問題ありません。

事業条例第36条  
訪問系サービス  
重度障害者等包括支援  
就労定着支援  
自立生活援助  
事業条例第74条  
療養介護  
事業条例第94条  
生活介護  
短期入所  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
施設条例第52条  
障害者支援施設  
相談省令第31条  
地域移行支援  
地域定着支援  
計画省令第23条  
計画相談  
児相談省令第23条  
障害児相談  
障害児通所条例第44条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
障害児入所条例41条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

## (14) 定員の遵守

- やむを得ない事情がないにもかかわらず、遵守すべき定員を超えて利用者を受け入れている。

定員超過状態でのサービス提供は原則禁止されています。

「1日当たりの利用者数が定員の150%以下」、「過去3月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下」といった基準は、やむを得ない事情により定員以上の利用者を受け入れた際減算とならない上限人数を定めたものであり、本来事業所の定員は遵守すべきものです。

また、定員超過が発生していると、必要配置人員や人員加配加算の算定要件に影響を及ぼす場合があります。

定員超過が慢性化することのないよう、適宜利用調整を行うか、定員を増やすなどして対応してください。

## (15) その他

- 受給者証に記載すべき項目が不足している。

利用者の受給者証に「事業者名」（例：株式会社〇〇、特定非営利活動法人〇〇など）を記載していない事例が多くありました。事業者名も漏れなく記載してください。

- 事業所内の安全対策が取られていない。

事業所内の背の高い棚やロッカー、テレビなどについて、転倒防止策が無いまま置かれている事業所がありました。地震時に倒れる危険がありますので、危険な箇所にある棚・ロッカーなどについては、転倒防止策を講じてください。

事業条例第71条  
療養介護  
生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
事業条例第109条  
短期入所  
事業条例第200条の3  
共同生活援助  
共同生活援助（日中）  
共同生活援助（外部）  
施設条例第48条  
障害者支援施設  
障害児通所条例第40条  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
医療型児童発達支援センター  
福祉型児童発達支援センター  
放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
障害児入所条例37条  
福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

## 2 給付事項

給付費の加算については、事業所で加算を取れる体制が整っているか自ら確認した上で届出してください。実地指導では実際に届出通りとなっているかを確認します。加算の届出が受理される＝市のお墨付きを得たことにはなりません。実地指導等で届出通りでないと判明した場合、原則給付費を返還していただきます。

### (1) 加算の根拠となる記録

- 報酬告示、留意事項通知に「支援内容を記録すること」、「従業者からの報告内容について文書にて記録を保存すること」と明示のある加算にもかかわらず、支援内容や報告内容を記録していない。

支援の実施に対する評価として算定できる加算は、具体的に支援の内容を記録するよう、報酬告示や留意事項通知等に明示されていますが、記録していない事例が非常に多く認められました。

具体的な状況は以下のとおりです。

#### 【事例1】欠席時対応加算

事業所の記録

加算名：欠席時対応加算

##### 【ケース記録】

○月○日 17:00 母から電話、風邪のため明日△日欠席  
△日 風邪のため欠席

欠席の事実は確認しているが  
相談援助を記載していない

必要な記録

##### 報酬告示

利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

##### 留意事項通知

「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

当該加算は、必要な支援を行い、それを記録した場合に受けることのできる加算なので、実際に支援を行っていても記録していなければ算定できません。

#### 【対象加算】

入院時支援特別加算  
長期入院時支援特別加算  
帰宅時支援加算  
長期帰宅時支援加算  
地域移行加算  
欠席時対応加算  
障害福祉サービスの体験利用支援加算  
緊急時対応加算  
特定事業所加算  
緊急短期入所受入加算  
入院・外泊時加算  
事業所内相談支援加算  
関係機関連携加算  
特別支援加算  
初回加算  
リハビリテーション加算  
自立生活支援加算

また、「欠席した」「入院した」等の事実の記録だけでは相談援助の記録とは認められないので、欠席時対応加算であれば「当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助※」を行った事実を記録してください。

#### 【事例2】特定事業所加算

当該加算は、サービスの提供後、サービス提供責任者と従業者（ヘルパー）との間で適宜、提供報告及び報告を踏まえた指示を行い、かつその記録を文書、FAX、電子メール等で記録として残しておく必要があります。

報告・指示を口頭のみで行ったことで記録が残っていないといった場合は算定できませんので注意してください。

#### ※例

- ・次回いつ利用できそうか、利用上支障となる事象は発生していないか等の確認
- ・利用するに当たって伝えた留意事項等

## (2) 個別支援計画への位置づけ

### ●報酬告示により、個別支援計画に位置づけが必要な加算について、当該支援内容を計画に盛り込んでいない。

訪問支援特別加算、入院・外泊時加算Ⅱ、帰宅時支援加算等（右記参照）を算定する場合に、あらかじめ当該支援内容を個別支援計画に盛り込む必要があります。個別支援計画への明確な記載が確認できない場合は、加算の算定要件を満たしていないので、給付費の返還が必要となります。十分注意してください。

例：帰宅時支援加算

#### ○短期目標

帰宅時に関わる支援をします。

#### ○具体的な支援内容

家族との連絡調整、交通機関の予約を行います。

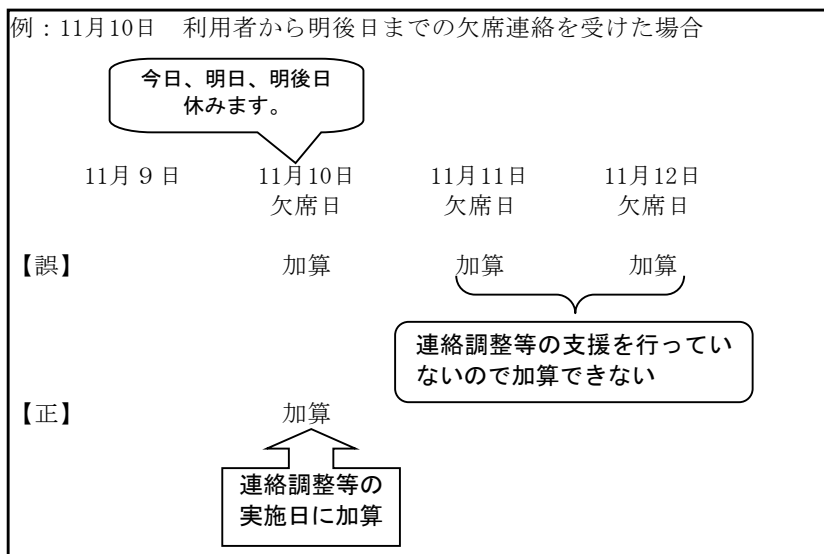
#### 【対象加算】

緊急時対応加算  
訪問支援特別加算  
食事提供体制加算  
延長支援加算  
夜間支援体制加算（Ⅰ）  
日中支援加算  
入院時支援特別加算  
長期入院時支援特別加算  
地域生活移行個別支援特別加算  
入院・外泊時加算（Ⅱ）  
移行準備支援体制加算（Ⅱ）  
強度行動障害者地域移行特別加算  
強度行動障害者体験利用加算  
家庭連携加算  
入院時特別支援加算  
事業所内相談支援加算

### (3) 欠席時対応加算

#### ●利用者から1回の電話で3日分(当日、翌日、翌々日)欠席連絡があり、当該3日分の欠席時対応加算が算定されていた。

欠席時対応加算は欠席の連絡に対し、利用者又は家族等との連絡調整や相談支援を行い、その内容等を記録した場合に算定できるものであり、当該案件の連絡調整等は1回なので加算も連絡調整等を行った1日のみとなります。また、連絡調整等は欠席する当日、前日、前々日に行われた場合に加算できるもので、それよりも前に行った連絡調整等は加算対象とならないことに注意が必要です。(暦日でなく、営業日で数えることに注意。)



連絡は事業者から行った場合であっても算定可能ですが、電話が繋がらなかった場合は算定できません。

また、通常は利用者又は家族と連絡調整を行います。共同生活援助等では、利用者が暮らしている住居の世話人が代わって欠席連絡を行うことも差し支えありません。

#### 【対象事業】

生活介護  
 自立訓練（機能訓練）  
 自立訓練（生活訓練）  
 就労移行支援  
 就労継続支援A型  
 就労継続支援B型  
 児童発達支援  
 医療型児童発達支援  
 医療型児童発達支援センター  
 福祉型児童発達支援センター  
 放課後等デイサービス

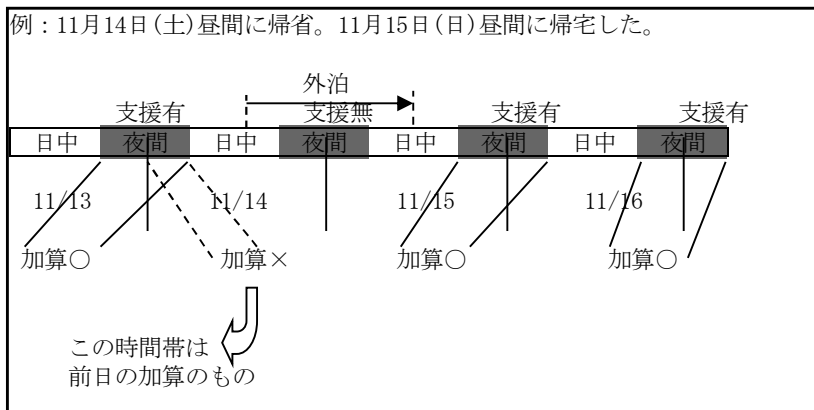


#### (4) 夜間支援等体制加算

●利用者が昼間に帰省し、夜間不在となったが、帰省初日に加算していた。

当加算は夜間及び深夜の時間帯において支援が実施された場合に算定できるものですが、外泊初日についても深夜～未明の時間帯は支援しているとの理由から算定していました。外泊初日の深夜～未明は前日の分であり、留意事項通知でも午後10時から午前5時は最低限含むとしているので、夜間から未明を通して支援を行った場合に算定してください。

なお、障害者支援施設の夜勤職員配置体制加算は、同じ状況であっても算定できることから、共同生活援助のバックアップ施設が障害者支援施設の場合で、取扱いを混同していた事例がありましたので、該当する事業所は注意してください。



【対象事業】

自立訓練（生活訓練）  
共同生活援助  
共同生活援助（外部）

#### (5) 初期加算（入所時特別支援加算）

●同一事業所で別サービスに切り替えた際に算定を誤った。

複数の事業を実施している事業所で、サービスを変更（就労継続支援B型から就労移行支援等）した際、新たに初期加算を算定している事例がありました。

当該加算は、サービスの初期段階においてはアセスメント等に手間を要することから加算するものであり、留意事項通知においても「同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあつては、この加算の対象としない」としていることから、同様に、同一事業所の他のサービスを利用する場合も算定できません。

障害者支援施設については、短期入所利用者が引き続き当該施設に入所した際、短期入所期間を除かず30日算定した事例がありました。

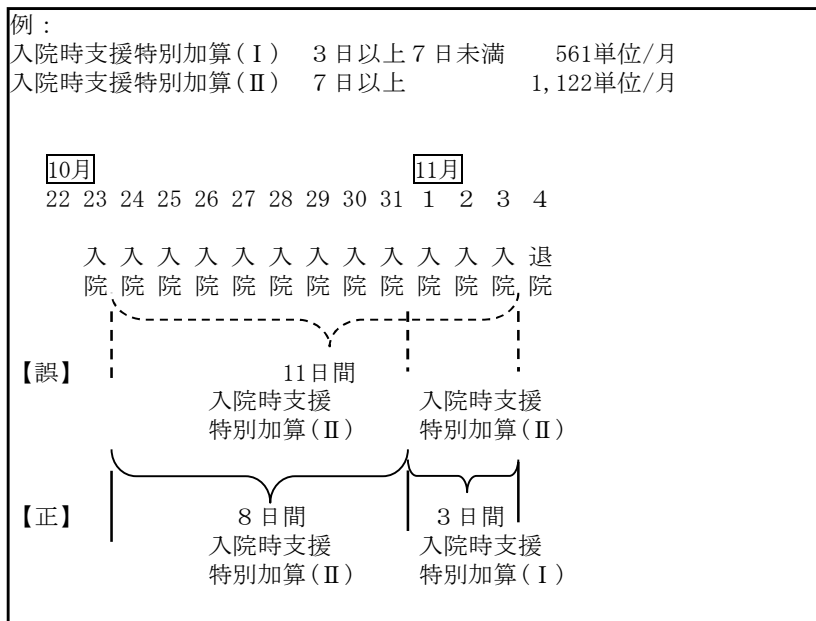
【対象事業】

生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
就労定着支援  
障害者支援施設

## (6) 入院時支援特別加算

### ●月をまたいで入院した際、単位数の算定を誤った。

当加算は月当たりの入院期間（初日と最終日は除く）が3日以上7日未満と7日以上で算定単位が異なりますが、入院期間の合計日数から判断したため、単位数を誤っていました。



#### 【対象事業】

障害者支援施設  
 自立訓練（生活訓練）  
 共同生活援助  
 共同生活援助（日中）  
 共同生活援助（外部）

## (7) 長期入院時支援特別加算

### ●月に2日しか病院を訪問していないにもかかわらず算定した。

留意事項通知によれば「特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること」とされているので、訪問の頻度が不足した場合は算定できません。

なお、上記の「特段の事情」とは、事業所側の事情を指すものではなく、主に利用者の事情で訪問することができない場合を指します。

また、算定に当たり、特段の事情で訪問できなかった期間がある場合は、その内容を具体的に記録しておく必要があります。

例：〇〇病院△△氏より、利用者が体調を崩しているのに、当分の間、訪問支援は遠慮していただきたい旨の連絡があったことから、今週の訪問は中止する。

#### 【対象事業】

自立訓練（生活訓練）  
 共同生活援助  
 共同生活援助（日中）  
 共同生活援助（外部）

## (8) 重度者支援体制加算

### ●障害基礎年金2級受給者を1級として市へ届け出ていた。

要件確認を書面に拠らず、利用者からの口頭確認で済ませたことから生じた誤りです。

当加算は前年度実績により算定するので、毎年、年金証書や支払通知等の写し等の客観的な資料によって確認してください。

実地指導の際には、1級受給者が規定数に達しているか、上述のような資料と照合し確認しています。

【対象事業】

就労継続支援A型

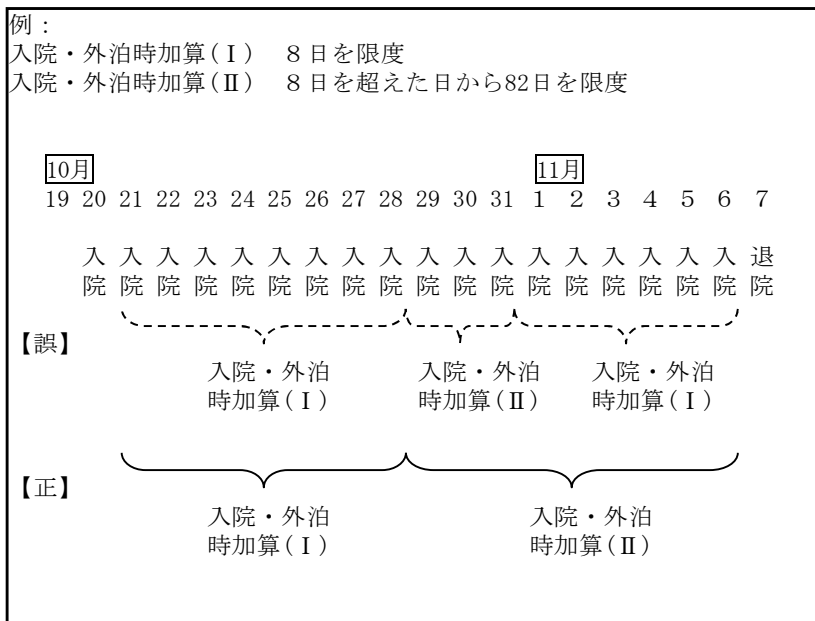
就労継続支援B型

## (9) 入院・外泊時加算

### ●月をまたいで入院した利用者について、入院期間8日以降の算定単位を誤った。

この加算は、入院・外泊の翌日から起算して、8日目までを「入院・外泊時加算（Ⅰ）」として、9日目から82日目までを「入院・外泊時加算（Ⅱ）」として算定することができるものです。

平成24年度の報酬改定以前は「月が変わると、改めて入院・外泊時加算（Ⅰ）から算定する取扱い」でしたが、報酬改定以降は、入院期間が月をまたいでも、引き続き入院日数を数えることに注意してください。



### ●9日を超える入院で、週に1回以上病院等を訪問して支援をしていないにもかかわらず算定していた。

福祉型障害児入所施設においては、入院の場合、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問しなければなりません。

障害者支援施設においては、8日限度の入院・外泊時加算（Ⅰ）では病院への訪問等の支援は必要ありませんが、引き続き入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定する場合、特段の事情がない限り原則として1週間に1回以上、病院等を訪問して支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等が必要です。

実地指導時の視点としては、「入院・外泊時加算の算定初日から起算して1週間ごとに最低1回は病院等を訪問して支援を行った記録があるか」を確認しています。

■障害者支援施設における実地指導の視点

「原則1週間に1回以上の病院等訪問」

確認に当たっては、加算（Ⅱ）の算定初日を起点とした1週間ごとに、1回以上の訪問支援を行っているかを確認しています。

	利用者の 状況	入院・外泊 時加算	病院等 訪問	加算Ⅱ の算定
1日				
2日	入院			
3日	入院	I		
4日	入院	I		
5日	入院	I		
6日	入院	I		
7日	入院	I		
8日	入院	I		
9日	入院	I		
10日	入院	I		
11日	入院	Ⅱ	訪問日	可
12日	入院	Ⅱ		
13日	入院	Ⅱ		
14日	入院	Ⅱ		
15日	入院	Ⅱ		
16日	入院	Ⅱ		
17日	入院	Ⅱ		可
18日	入院	Ⅱ		
19日	入院	Ⅱ		
20日	入院	Ⅱ		
21日	入院	Ⅱ		
22日	入院	Ⅱ		
23日	入院	Ⅱ	訪問日	
24日	入院	Ⅱ		不可
25日	入院	Ⅱ		
26日	入院	Ⅱ		
27日	入院	Ⅱ		
28日	入院	Ⅱ		
29日	入院	Ⅱ		
30日	退院			
31日				

加算（Ⅱ）の算定を開始した日を起算日として、1週ごとに1回は訪問を行っているので加算の算定が可能。

この週は病院訪問を行っていないので加算の算定は不可。  
加算を受けていた場合は過誤調整の対象となることもある。

なお、利用者の事情により訪問ができなかった場合は算定可能。  
※要記録

## (10) 訪問支援特別加算

### ●入院した利用者に対して、病室を訪問の上でサービス提供をしたので、当加算を算定した。

この加算は、連続して5日間サービス利用がなかった利用者に対して、その居宅で相談援助を行った場合に算定できるもので、入院先での援助は算定対象外とされています。

また、報酬告示の上でも、「あらかじめ利用者の同意を得ること」や「個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行う」等の定めがあり、緊急対応として行った訪問については、加算の対象外となります。

【対象事業】  
生活介護  
就労移行支援  
就労継続支援A型  
就労継続支援B型

## (11) 退院・退所月加算

### ●社会福祉施設等に移行（入所）した者に対して加算を算定した。

この加算の算定基準には、利用者が「退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。」と定められており、この「他の社会福祉施設等」について、厚労省のQ&Aは次のとおり示されています。

『社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設※」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定している。』

【対象事業】  
地域移行支援

※社会福祉施設とは・・・

第一種社会福祉事業実施施設  
例：障害者支援施設  
障害児入所施設  
救護施設  
母子生活支援施設  
児童養護施設  
養護老人ホーム  
特別養護老人ホーム  
軽費老人ホーム 等

## (12) 特定事業所加算

### ●サービス提供責任者と従業者（ヘルパー）との間のサービス提供報告・指示を1か月程度まとめて行っていた。

この加算は、サービスの提供後、サービス提供責任者とヘルパーとの間で適宜、提供報告及び報告を踏まえた指示を行い、かつその記録を文書、FAX、電子メール等で記録として残しておく必要があります。

記録を確認したところ、利用者の状況に特段の変化がないことから、報告・指示を1か月程度まとめて行っている事例がありました。

報告・指示については原則としてサービス提供の都度、毎回必要となりますので、注意してください。

【対象事業】  
訪問系サービス

## (13) 短期利用加算

### ●1年間に通算して30日を超えて算定していた。

この加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定することができるものです。

平成30年度の報酬改定以前は1回の利用が30日以下であれば、何度も算定可能でしたが、報酬改定以降は『1年間に通算して30日を限度』と示されたため、注意してください。

【対象事業】  
短期入所